平成13年5月27日　第1308号　発行：湯沢町役場総務課

広報 ゆざわ

湯沢町町民憲章

わたしたちのねがい

美しい自然につつまれた雪のまち湯沢
清らかな愛情あふれるまち
すこやかな活力みなぎるまち
さわやかな誰もが訪れたいまち
みんなで力をあわせ
豊かで明るく住みよい
文化の香り高いまちをつくりましょう

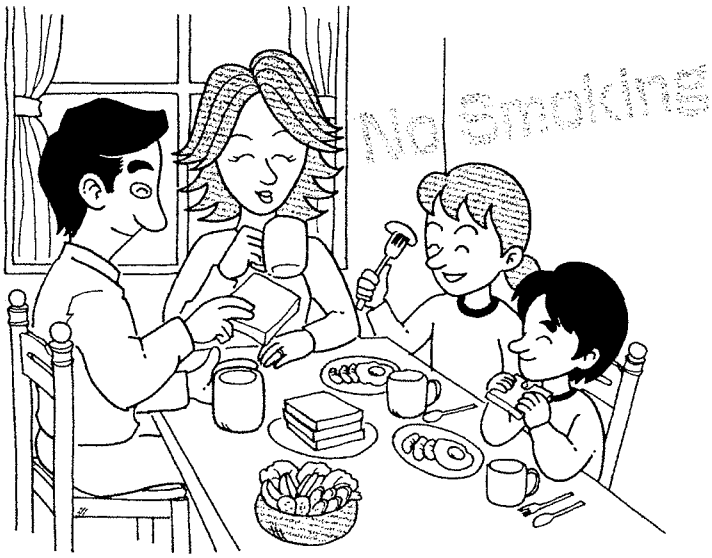
5月31日は 世界禁煙デー

きつえん（喫煙）から きんえん（禁煙）へ

喫煙は、がんや循環器疾患などさまざまな病気の重要な危険因子です。

いまや常識とも言えるこれらの「警告」を承知はしていてもなかなかたばこを手放せないというスモーカーは少なくありません。

「たばこのない生活は考えられない」と、あきらめや開き直りに走る前に、「たばこのない素敵な生活について、ちょっとイメージしてみませんか？」



たばこのない生活は、こんなにすばらしい。

●煙のないきれいな環境
たばこ臭のないきれいな空気に。
火事の心配がなくなる。
焼け焦げ、壁や家具の黄ばみなし。
家、職場、町を汚さない。

●おいしい食事・楽しい食卓
味覚や嗅覚が正常に戻る。
食べ物をおいしく味わえる。
食事の場で周囲に煙害を与えない。

●さわやかな健康生活
病気の原因が一つなくなる。
より長生きができる。
口臭が消え、歯や肌などがきれいに。
生まれてくる子どもが元気に育つ。

●ゆとりと充実の時間
「一服」の時間的ロスがなくなる。
たばこの購入代金がかからない。

ほかにもこんなメリットが

たばこを吸ったつもりで貯金すると
1日1箱で250円として
1か月で　7,500円 → レストランで食事
3か月で 22,500円 → 新しい洋服
1年で　90,000円 → 電気製品
5年で 450,000円 → 海外旅行



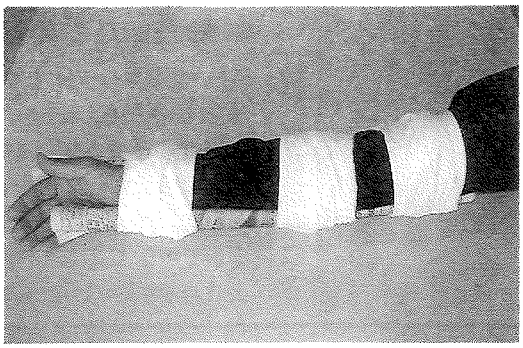
救急ミニ知識〈2〉 ～骨折ついて～

骨折は、「骨が外力によって構造上の連続性を断った状態」であり、症状としては「腫脹・圧痛・変形・異常運動・轢音・皮下出血・機能障害」があります。つまり、関節以外で曲がって腫れて痛みがある状態です。

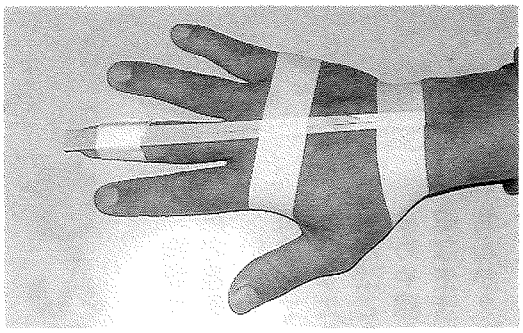
皮膚が破けないで変形している骨折を一般に単純骨折、皮膚が破けている骨折を複雑骨折といい、傷があると感染の可能性が高くなります。

スポーツなどで起こす骨折はもとより、高齢者のちょっとした転倒による骨折も多くあります。家の中では、つまずくものを置かないなどの予防処置をしましょう。

【問い合わせ】
魚沼消防湯沢分署　TEL 84・3377



新聞紙による前腕部骨折の固定



割り箸による指骨折の固定

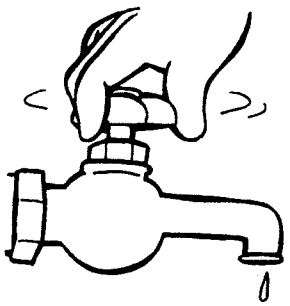
水道週間

蛇口をひねると水が出る生活が当たり前になっている私たち。水道についての意識が薄くなりがちですが、家庭では飲用、炊事、洗濯、入浴、水洗トイレなど大量の水道水を使用しています。

水道水も工夫によって節水ができます。例えば、「蛇口はこまめに開閉し、歯磨きのときなど流しっ放しにしない。」「風呂の残り湯は捨てずに洗濯や掃除、植木や庭の水撒きに使う。」この2つを実践するだけでも相当量の節水になります。

6月1日から7日は水道週間です。もし水道がなかったら…。この機会に私たちの命の水＝水道について考えてみてください

水道課　TEL 84・4853



6月1日～10日は「電波利用保護旬間」

電波を正しく利用するために電波法というルールがあります。しかし、ルールを守らない「不法無線局」から発射される強力な電波（不法電波）により、テレビ・ラジオなどの放送受信機器や、消防・救急等の重要な無線通信への混信・妨害があとを絶たない状況にあります。私たちみんなの財産である電波、その良好な利用環境を守るため、「不法無線局」をなくし、電波を正しく使いましょう。電波に関するご相談は、信越電気通信監理局へどうぞ。

☆無線設備への混信・妨害等に関するもの
…TEL 026-234-9976
☆ラジオ・テレビ等放送の受信障害に関するもの
…TEL 026-234-9991
☆その他の行政相談に関するもの
…TEL 026-234-9961



婦人科検診が始まります

～検診を受けて、健康管理をしましょう～

平成12年4月に実施した検診意向調査に基づき、「検診実施通知書」が、郵送されています。（5月中旬）

「検診実施通知書」を持参し、受診してください。

なお、申し込んでいない方でも検診を受けられますので、ご希望の方は保健センターまでご連絡ください。

【乳がん検診】

乳がんは自分で発見できる唯一のがんです。日ごろからしこり等がないか調べるとともに、年に1回は専門医の診断を受けることが大切です。

料金＝300円
（70歳以上無料）

【子宮頸がん検診】

子宮がんには、入口の部分にできる子宮頸がんと奥の部分にできる子宮体がんがあります。町の検診は、日本人に多い子宮頸がんの発見を目的としています。

料金＝500円
（70歳以上無料）

【申込・問い合わせ】
保健センター
（TEL84・3149）

期日		乳がん検診受付	子宮頸がん検診受付	会場
6月	8日（金）	13:30～15:00		保健センター
	26日（火）	13:30～15:00		
7月	13日（金）		9:30～11:00	
		13:30～15:00	13:30～15:00	
	24日（火）		9:30～11:00	
		13:30～15:00	13:30～15:00	
	27日（金）	13:30～15:00		
8月	10日（金）	13:30～15:00		
9月	11日（火）		9:30～11:00	
		13:30～15:00	13:30～15:00	
	25日（火）	13:30～15:00		

銃砲刀剣類等登録審査会

平成13年度銃砲刀剣類等登録審査会が表に掲げる日程で行われます。未登録の銃砲刀剣類を所持している方は、必ず登録をしてください。

登録審査会では、法令に定める鑑定の基準（美術的価値、伝統的な製作方法等）によって審査します。登録対象となったものには、登録証が交付され、所持することができます。

【登録時に持参するもの】

①登録する銃砲刀剣類
②銃砲刀剣類発見届
（所轄の警察署が発行したもの）
③審査手数料
1件につき、6,300円
（新潟県収入証紙で納入。）

※代理の方が来られる場合は、委任状が必要です。

なお、移動の際には、危険のないよう梱包し、盗難等に十分注意してください。

銃砲刀剣類を発見したときは

速やかに最寄りの警察署に届け出てください。登録を希望する場合は、警察に届け出たあとで、登録審査会においてください。

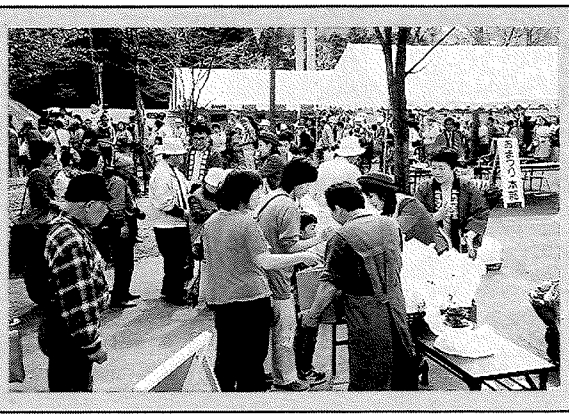
期日・会場	長岡総合庁舎（長岡市四郎丸町173－2）	県庁行政庁舎（新潟市新光町4－1）
6月15日（金）	10:00～14:30	
8月17日（金）		10:00～14:30
10月19日（金）	10:00～14:30	
11月16日（金）		10:00～14:30
1月18日（金）		10:00～14:30
2月22日（金）	10:00～14:30	

※12：00～13：00までは休憩です。

「花まつりゆざわ」実行委員会から

4月29日に開催されました「花まつりゆざわ」の中で、ミス駒子による「花鉢のプレゼント」が行われました。この花苗は旭原福祉工場の従業員のみなさんが育てたものです。

今回は、旭原福祉工場を支援する一つの方法として、花鉢をプレゼントする場所に、募金箱を用意したところ、おかげさまで、36,252円の募金が集まりました。ありがとうございました。これからも、良い花をたくさんつくって、町の中が花いっぱいになるよう、応援していきたいと思います。



児童手当について

所得制限が緩和されます

6月から児童手当の所得制限が緩和されます。

今までの所得制限によって手当を受給できなかった方も、受給できる場合があります。まだ、手続きの済んでいない方は、お早めに手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

・印鑑
・振込先口座の通帳等

扶養親族等の人数	所得制限限度額（万円）	
	国民年金加入者	厚生年金等加入者
0人	301	460
1人	339	498
2人	377	536
3人	415	574
4人	453	612
5人	491	650

児童手当現況届の提出

児童手当を受給している方からは、毎年6月に児童手当現況届を提出していただきます。この現況届は、前年の所得状況や6月1日現在の養育の状況などを確認するためのものです。

現況届を提出しないと、受給資格があっても6月分以降の児童手当を受けることができなくなります。期間内に忘れずに提出しましょう。

【届出期間】

6月1日（金）～22日（金）

【必要なもの】

■年金加入証明書（ただし、国民年金の方は不要です。）

■平成13年1月1日現在、湯沢町に住所がなかった方は、前住所地の市区町村で発行する「平成12年分児童手当用所得証明書」

■児童と別居している場合は、「申立書」と児童の「住民票の写し」

児童手当の口座振込

2月から5月までの児童手当が、6月13日（水）に指定口座に振り込まれます。後日、確認してください。

●児童手当の目的

生活の安定と次代を担う児童の健全育成・資質向上

●児童手当のしくみ

◆支給対象

3歳未満（6月分からは小学校入学前）の児童を養育している人（ただし、所得が一定額以上の場合は支給されません。）

◆手当月額

第1子　5，000円
第2子　5，000円
第3子以降10，000円

◆支給

認定請求をした日の属する月の翌月から開始、支給事由の消滅した日の属する月分で終了します。手当は、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支給します。

※児童手当の支給対象に該当する方で、請求をしていない方は届け出てください。なお、公務員は勤務先で手続きをしてください。

●年金変更時の届出

児童手当の所得制限により児童手当を受けられないサラリーマン等（厚生年金等に加入している人）については、その人の所得が一定未満の場合に限って、事業主の全額負担によって特例給付（児童手当と同額）が支給されます。（下表参照）

なお、特例給付を受給している人が会社等を退職すると厚生年金の資格を喪失し、受給できなくなりますので、届出をしなければなりません。加入している年金が変わったときは、必ず福祉保健課に届け出てください。

届出が遅れると受給した手当を返還しなければならないことがありますので、ご注意ください。

児童手当に関する各種届出・問い合わせは福祉保健課福祉係（☎84・4560）へ。



	該当者		負担
児童手当	被用者	サラリーマン等の厚生年金等加入者	事業主、国、県、市町村
	非被用者	自営業等の国民年金加入者	国、県、市町村
特例給付	被用者	所得制限により児童手当が支給停止となる者のうち、一定の所得未満の者	事業主

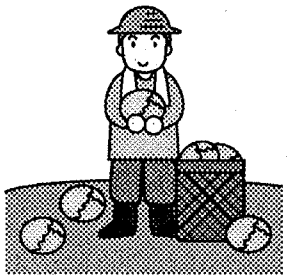
農地の転用には届出が必要です。

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすことで、農地に区画形質の変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林などの用地に転換することです。

なぜ許可が必要か？

農地は、人々の生存に欠かせない食糧の大切な生産基盤です。特に、耕地面積が狭いうえに、人口の多いわが国は、食料自給率も低く、優良な農地は大切に守っていく必要があります。このため、農地の転用には、農地法で一定の規制がかけられています。



対象となる農地は？

すべての農地が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作しなくても農地性（農地として活用できる状態）がある限り、農地として扱われます。また、地目が農地でなくても、肥培管理がされていれば農地としてみなされます。

一時的な農地転用は？

農地を一時的な資材置き場、作業員仮宿舎、砂利採取場などとして利用する場合も転用となり、許可が必要です。

農業用施設用地として転用する場合には？

自己の農地の保全又は利用上必要な施設（耕作用の道路、用排水路、土留工、防風林等）に転用する場合は、面積に関係なく許可は必要ありません。温室、畜舎、作業場等の農業経営上必要な施設に転用する場合には、その面積2a（200㎡）未満であれば、農業委員会への届出のみになります。

無断転用には厳しい措置が・・・

無断転用には、県知事が工事等を中止させ、もとの農地に復元さることができます。これに従わない場合は、最高3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処されます。

許可申請は？

許可申請の提出は、毎月20日が締切です。（土・日曜日、祝祭日を挟む場合はその翌日となります。）

農業委員会では、毎月27日前後に総会を開催し、申請の内容を審議し県に進達します。

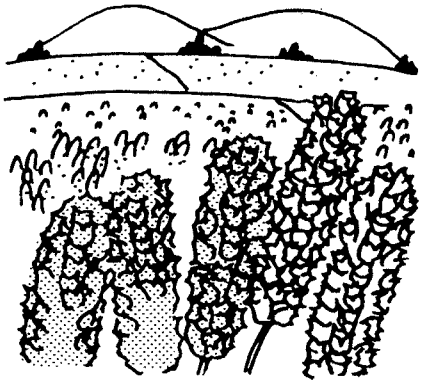
申請から許可までには約2ヵ月くらいの日数を要します。

【問い合わせ】
湯沢町農業委員会
（産業観光課内）
TEL84・4850

農地法の一部が改正されました。

①農業生産法人の要件の見直し
・株の譲渡制限付きの株式会社を認める。
・事業範囲を農業以外にも拡大。
・構成員の拡大。
・農業従事役員の過半が農作業に従事すること。
②農業生産法人の要件適合性を担保する措置
・農業委員会への定期報告。
・農業委員会による事務所への立ち入り調査。
・農業委員会による勧告、斡旋。
・買収手続き。
③農地移動の下限面積要件の弾力化
④その他
・小作料の定額を義務付ける規定を廃止し、自由な形式での小作料の支払を可能にする。
・罰則規定の整備を行う。（罰金の最高額が100万円から300万円に引き上げられました。）

【問い合わせ】
湯沢町農業委員会（産業観光課内）
TEL84・4850

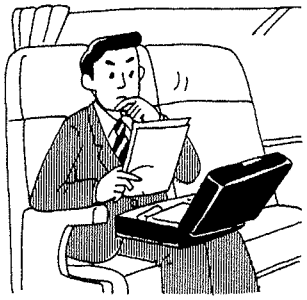


考えよう、市町村合併Ⅱ

―新潟県市町村合併促進要綱から―

合併のメリットは？

①広域的なまちづくりが可能になります。



行政エリアが拡大することによって、より広域的な観点からバランスの取れた効果的なまちづくりを行えるようになります。

都市計画、交通などの基盤整備を一体的にしたり、産業の振興や商業・文化施設等の充実などをより計画的に行うことができるようになり、個性を活かしたまちづくりの展開が可能になります。

②行政サービスの向上が期待できます。

住民にとっては行政サービスの選択の幅が広がるとともに、より高い水準のサービスを安定的に受けられるようになります。

例えば、従来、小規模市町村では採用が困難だった専門職員（保健婦、社会福祉士、建築技師など）の採用や専任の組織（女性施策、環境施策など）を置くことも可能になり、時代と地域特性に応じた行政施策ができるようになります。

また従来の市町村の境界にとらわれずに、最寄の行政サービス窓口を利用できるようになったり、公共施設の利用や小・中学校区などについても、住民の利便性や生活の実態に即して設定できるようになります。

③行政基盤の強化が図れます。

行政経費の節約により、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能になります。

例えば、管理部門（総務、企画など）を中心とした組織の統合によって、職員をより住民に密着したサービスの提供を行う部門に充てることができます。また、従来、各市町村に置かれた三役、議員、委員会や審議会の委員、事務局職員などの総数が減少することで、人件費などの経費の節減が図れます。

更に、広域的観点から公共施設を配置することができるので、同じような施設の重複を避け、効率的で質の高い施設の整備が可能になります。

この他、既存施設の運営についても広域的・機能的観点から見直すことで、維持管理等の経費を節減することができます。

④市町村の事務権限が拡大します。

合併後の規模に応じて政令指定都市、中核市、特例市の指定を受け入れることや、市への移行が可能となり自立性が高まるとともに、より総合的な行政を展開できるようになります。

例えば、政令指定都市となることで、ほぼ県並みの行財政権限を持つことができます。中核市、特例市にも一定の権限が委譲されます。また、町村が合併して市となることにより、福祉事務所の設置など福祉施策が充実します。



合併で困ることはないの？ Q&A

Q. 合併すると地域の伝統や文化が失われていきませんか？

A. 合併はそれまでの市町村を同じカラーで塗りつぶそうというものではなく、より大きな範囲で新しいまちづくりを考えようというものです。

合併後にも、それぞれの地域において育まれてきた歴史、文化、伝統などを尊重した地域づくりを行ったり、旧地名を残していく等の工夫をすることで各地域の個性を活かしたまちづくりは可能です。

Q. 合併後には中心部だけが良くなり、周辺部が取り残されてしまうのではないでしょうか？

A. 合併に際しては、「合併協議会」を作り、合併後のビジョンを示した「市町村建設計画」を定める過程では、地域の住民のみなさんのさまざまな意見を反映させながら、地域のバランスや地域ごとの役割分担に配慮したまちづくりを考えていく必要があります。

合併後には、地域住民の声を施策に反映できるように、必要に応じて、旧市町村の区域を単位とした「地域審議会」という組織を置いて、まちづくりをチェックできるようになっています。

Q. 合併すると役場が遠くなり、今よりも不便になりませんか？

A. 多くの場合、合併前の役場は合併後も支所として残すなど、窓口サービス等の日常的な行政サービスが不便にならないように配慮されます

むしろ各支所の窓口がオンライン化や情報ネットワークにより本庁と結ばれることで、最寄りの窓口で、一層手軽に行政サービスを受けられるようになります。

Q. 市町村の規模が大きくなると行政と住民の結びつきが薄れ、住民の声が行政に届きにくくなるのではないでしょうか？

A. 多くの市町村では、現在でも地域ごとの「懇談会」や「行政モニター」、「アンケート」などを通じて住民のみなさんの意見を聞く努力をしており、これらの制度に加え、インターネットなどの情報通信を利用した情報共有も、住民と行政との意見交換のための有効な方法になると思います。

また、合併によって余裕のできた人員と経費によって、きめ細やかな行政サービスを提供し、住民とのつながりを密接にすることができます。

県内市町村における人口規模別の職員数・議員数等の状況

区分	人口規模（人）	団体数	住民1,000人当たり職員数（人）	住民1,000人当たり議員数（人）	住民1人当たり歳出額（円）	
					性質別	目的別
					人件費	議会費
市	50,001～	7	7.7	0.2	71,169	2,423
	40,001～50,000	6	9.2	0.5	74,741	3,886
	30,001～40,000	4	9.6	0.6	81,664	4,762
	～30,000	3	13.0	0.9	111,063	6,398
町村	20,001～	9	9.2	0.8	77,265	4,984
	10,001～20,000	24	11.4	1.6	96,460	7,940
	5,001～10,000	36	14.5	2.4	124,150	11,064
	～5,000	23	20.6	4.1	176,052	16,942

※ データは、人口：平成12年国勢調査人口、職員数：平成12年地方公共団体定員管理調査（平成12年4月1日現在普通会計職員数）、議員数：平成12年地方公務員給与実態調査（平成12年4月1日現在）、歳出：平成11年度地方財政状況調査（市町村決算額）より

6月4日～10日「歯の衛生週間」

予防の一歩は毎日の歯磨きから

歯みがきは、毎日、ていねいに!!

鏡を見ながら
歯と歯ぐきの境目に歯ブラシをあてて
毛先を小刻みに動かし
特に夜寝る前は時間をかけて丁寧に
古くなった歯ブラシは早めに交換をしてください。

デンタルフロスや糸つきようじ・歯間ブラシで

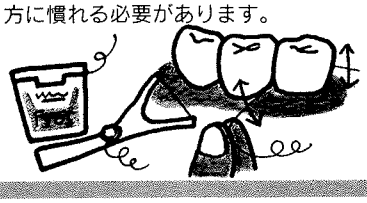
歯ブラシでは、磨けない歯と歯の間や根元のすき間をきれいにしましょう。

定期健診を受けましょう!

半年～1年に1度、歯と歯ぐきのため定期健診と、歯石除去をすすんで受けましょう。
毎年、湯沢町では、合同健診の際に、成人歯科健診を同時に行っています。
(今年は、7月16・17日に、土樽小学校で行います。)

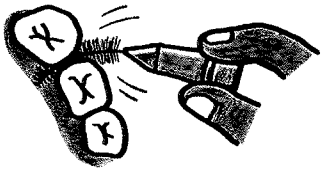
デンタルフロス（糸ようじ）

専用の糸（フロス）で歯間部の歯垢をかきだします。糸だけのものとホルダーのついたものがありますが、使い方に慣れる必要があります。



歯間ブラシ

歯と歯の隙間にブラシを入れて歯垢をとります。歯肉の退縮したお年寄りや、歯の隙間の広い人に便利。



チェックしましょう! お口の健康のために すこやかな歯ぐき

チェックがついたら、要注意!!

□歯ならびが悪い。
□口を開けて眠る。
□タバコをよく吸う。
□軟らかい食べ物や甘い物が好きだ。
□歯と歯の間に食べ物がつまりやすい。
□かたい食べ物が噛みにくくなった。
□歯石を取ってもらったことがない。
□歯を磨くと出血する。
□口臭が強いと言われたことがある。
□間食が多い。
□歯を磨かずに寝てしまうことがある。
□歯を磨く時、鏡は見ない。
□歯磨きは、1分間程度で終わらせている。
□ゴシゴシ磨かないと磨いた気がしない。
□デンタルフロスや糸つきようじ、歯間ブラシは使ったことがない。
□専門家から歯磨きの指導を受けたことが1度もない。



歯についての質問やご相談をお受けしています。
お気軽にどうぞ。

湯沢町保健センター　TEL 84・3149

行政懇談会

～町のことについて町長と話し合いましょう～

この懇談会は、町の基本構想・基本計画をはじめ、町民のニーズの高い観光産業、医療、福祉、保健対策の課題、さらに道路整備、ごみ対策を含めた生活環境の問題などについて、広く町民と町長が語り合うもので、町民参加のまちづくりを推進し、今後の町勢発展を目指すことを目的としています。

【開催対象】
町内会単位の申し入れによる開催を原則とします。
（複数の町内会の合同開催も可能です。）
また、湯沢町内のボランティア団体等のグループによる申し入れによる開催も可能です。

【開催開始時期】
平成13年6月1日から

【開催時間】
午前9時～午後5時及び
午後7時30分～9時30分の中で2時間以内

【開催会場】
公共施設をはじめとした、湯沢町内の会場とします。
（会場の手配は、申込者が行ってください。）

【参加人数】
10人以上の参加が見込まれる場合に開催します。

【町からの出席者】
町長、助役及び担当課長等の4～5人程度です。

【会の進行について】
申込者が行ってください。

【申込方法】
開催希望日の2週間前までに、指定の申込書に必要事項を記入の上、総務課庶務係へ申し込んでください。

【問い合わせ】
総務課庶務係　TEL84・3451

行政改革推進委員を公募します

町民参加を目指すひとつの方策として、審議会・委員会の委員を広く、一般町民から公募することが挙げられますが、このたび「湯沢町行政改革推進委員会」の委員のうち、一般町民の代表を公募することにしました。

行政改革推進委員会は、町長の諮問に応じて、湯沢町の行政改革の推進に関する重要事項を調査、審議するものです。委員の任期は2年で、委員会は1年間に3～5回程度開かれる予定です。

湯沢町では、これまでも「行政改革大綱」を策定して行政の改革に取り組んできましたが、この大綱には、

①事務・事業の見直し。
②時代に即応した組織・機構の見直し。
③定員管理及び給与の適正化。
④効率的な行政運営と職員の能力開発。
⑤情報化推進による行政サービスの向上。
⑥会館等公共施設の設置及び管理運営。

などについて改革を推進すべき方向が示されます。

今年は、この大綱の見直しについて、行政改革推進委員会から意見を聞かせてもらう予定です。

この委員になろうとする方は、次により応募してください。

【応募資格】
湯沢町に住所を有する年齢は20歳以上の方です。

【募集定員】
およそ3人。

【申込方法】
行政改革に関する考えを400字程度の文章にまとめ、住所、氏名、生年月日、職業を記載して提出してください。

【申込・問い合わせ】
総務課企画振興係　TEL84・3451

【応募締切】
6月11日（月）まで

委員にお願いする方は、応募者の中から選考し、その結果を6月末日までに本人にお知らせします。

整体教室のご案内

腰痛・膝痛・肩こりなどでお悩みの方、一度おいでください。自分でできるリハビリ運動法などをご指導いたします。

【日時】
木曜日
午前10時～午後3時30分
月に2～3回
（日は決まっていませんのでお問い合わせください。）

【場所】
総合福祉センター2階和室

【講師】
石橋　久美子さん

【問い合わせ】
総合福祉センター
TEL84・4111

「苗場山林道」通行規制のお知らせ

苗場山林道は、従来より危険防止のため、国有林の専用部分に「ゲート（グリーンゲート）」を設けて、一般車両の通行を禁止してきました。

昨年8月より、工事等の施工に伴い、工事用車両が頻繁に通行することから「有人ゲート」へと変更し、一般車両の通行禁止措置を継続することにより、林道の安全確保に努めてきました。

今年度も左記のとおり、通行禁止措置を継続しますので、よろしくお願いします。

【ゲート管理の実施場所】
苗場山林道入口の第二ゲート（祓川支線分岐地点）

【ゲート管理人の配置期間】
6月1日（金）
～11月30日（金）

【問い合わせ】
中越森林管理署
（旧　六日町営林署）
TEL72・2143

FMゆきぐにが聴こえやすくなりました

FMゆきぐに開局以来、湯沢町は聴こえにくい地区とされてきましたが、このたび受信エリアが拡大され、聴こえやすくなりました。

みなさん地元に密着したラジオ局です。どうぞ、ご利用ください。

【大幅に改善された地区】
国道17号線をはさんで魚野川沿い、JR湯沢駅周辺、西山通り温泉街。

【聴けるようになった地区】
ヴィクトリアタワーを中心に、東は大源太川沿いに湯沢パーク、西は芝原トンネル手前、北はガーラ湯沢スキー場、南は土樽。

【周波数】
76・2MKz

女性21世紀政策塾参加者募集!!

県の課題を研究し、政策提言を行います。

【期間】
平成13年7月～
平成14年1月

【募集締切日】
6月8日（金）

【応募資格】
・おおむね25～60歳までの女性で県内在住の人。
・県政に関心があり、全研修課程に参加できる人。
・現在、活発な地域活動を行っており、研修の成果を活かし、男女共同参画社会の実現に指導的な役割を果たすことのできる人。

【問い合わせ】
新潟県環境生活部
女性政策課
TEL025・280・5142

労働相談は、労働110番へ

賃金・解雇・労働条件等に関する悩み事は、お気軽にご相談ください。

毎月、弁護士相談、カウンセリング相談も実施中（要予約）

【相談受付】
長岡労政事務所
（長岡総合庁舎3階）
TEL0258・37・6110

【相談時間】
月～金曜日（休日は除く）
午前8時30分～
午後5時15分

※相談は無料、秘密は厳守。

お年寄りのよろず相談

新潟県高齢者総合相談センター（新潟市上所・新潟ユニゾンプラザ3階）では、お年寄りやその家族の方々が抱える悩みごとや心配ごとについての電話相談をお受けしています。

【相談時間・電話番号】
毎週月～金曜日（休日除く）
午前9時～午後5時
TEL0257・285・4165

※相談は無料です。

6月の心配ごと相談日

6日（水）
相談員　橋本　秋治
　　高橋トミエ

13日（水）
相談員　井熊　秀夫
　　杉本　芳枝

20日（水）
相談員　高橋　武成
　　南雲ミヨシ

27日（水）
相談員　橋本　秋治
　　高橋トミエ

【会場】
福祉センター

※時間は午後1時～4時です。時間中は、電話（TEL84・4113）での相談もできます。

6月の行政相談

10日（日）午後1時～3時
相談委員　高橋　昇

【会場】
湯沢町公民館

～6月の暦～

ごみ収集

※問い合わせ　住民課環境公害係 TEL 84－3453

区分	出し方	湯沢東	湯沢西	土樽・神立	三国・三俣
可燃ごみ	(注)のとおり。	㊊・㊌・㊎(29日は休み)		㊋・㊍・㊏	
ダンボール	紐を十字にかける。	14日・28日	12日・26日	8日・22日	13日・27日
新聞・雑誌・チラシ		7日	5日	1日	6日
ペットボトル	不燃ごみ指定袋に入れる。袋を二重にしないこと。	21日	19日	15日	20日
空き缶		5日	7日	6日	1日
空きびん		12日	14日	13日	8日
その他の不燃ごみ		19日	21日	20日	15日

(注)事業系可燃ごみは黄色の指定ごみ袋で、一般家庭の可燃ごみは指定された方法で出すようお願いします。
◎ガラス等(その他の不燃ごみ)は、新聞紙等に包んでから指定ごみ袋に入れて出してください。
◎ペットボトルを出すときは、よく水洗いしてください。
◎ごみの重さは10Kg以下とし、収集日の午前8時まで(時間厳守)に収集場所へ搬出してください。
◎毎月29日は、曜日にかかわらず収集はお休みです。ご注意ください。

保健衛生行事

※問い合わせ　保健センター TEL 84-3149

日	種目	対象	時間	会場
4㊊	シルバー温水健康体操	ゆっくりコース申込者	9:30～10:30	プール「オーロラ」
		しっかりコース申込者	10:30～11:30	〃
5㊋	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00～14:00	総合福祉センター
6㊌	1歳6ヵ月児健診	H11年10・11月生まれ	13:00集合	保健センター
7㊍	リハビリ	申込者	13:30～15:30	保健センター
11㊊	シルバー温水健康体操	ゆっくりコース申込者	9:30～10:30	プール「オーロラ」
		しっかりコース申込者	10:30～11:30	〃
12㊋	3歳児歯科健診	H10.4・5・6月生まれ	9:00集合	保健センター
13㊌	基本健診後地区結果説明会	5月7日の健診を受けた方	9:30～15:30	下湯沢公民館
14㊍	合同検診	浅貝、二居	8:00～10:00	公民館浅貝分館
15㊎	合同検診	駅通、谷地、楽町	8:00～10:00	湯沢町公民館
	基本健診結果説明会	5月7・8日の健診を受けた方	13:30～15:30	保健センター
18㊊	合同検診	栄町、小原、宮林	8:00～10:00	保健センター
	シルバー温水健康体操	ゆっくりコース申込者	9:30～10:30	プール「オーロラ」
		しっかりコース申込者	10:30～11:30	〃
19㊋	合同検診	一之町	8:00～10:00	湯沢町公民館
20㊌	合同検診	芝原、七谷切、戸沢、平沢、田中	8:00～10:00	神立小学校
21㊍	1歳児むし歯予防教室	H12年3・4月生まれ	9:30集合	保健センター
		H12年5・6月生まれ	10:30集合	〃
	リハビリ	申込者	13:30～15:30	保健センター
22㊎	ふれあいサロン	精神に障害をお持ちの方	10:00～14:00	総合福祉センター
25㊊	シルバー温水健康体操	ゆっくりコース申込者	9:30～10:30	プール「オーロラ」
		しっかりコース申込者	10:30～11:30	〃
26㊋	2歳児歯科健診	H11.3・4・5月生まれ	9:00集合	保健センター
27㊌	乳児健診	H12.8月・H13.2月生まれ	13:00集合	保健センター

予防接種

※問い合わせ　保健センター TEL 84-3149

日	種類	対象	時間	会場
5㊋	ツベルクリン反応	H12年9月～H13年2月生まれ	14:00～15:00	湯沢町国保診療所2階集団検診室
7㊍	BCG			
19㊋	ツベルクリン反応			
21㊍	BCG			

◎持参するもの：母子手帳、予診票、受診券、体温計、筆記用具
◎必ず実施時間内に来所してください。接種料金は無料です。

6月の救急診療当番

※問い合わせ　日曜・祝日⇨休日救急診療所　TEL 73－6688
その他の日⇨魚沼消防本部　TEL 82－1991
※脳神経外科の休日救急医療⇨斎藤記念病院　TEL 73－5111

日	受付時間	内科		外科	
2 (土)	12:00 ～ 18:00	中澤医院	TEL 73－3211	ゆきぐに大和総合病院	
	18:00～翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 77－2111	ゆきぐに大和総合病院	
3 (日)	9:00 ～ 16:00	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所	
	18:00～翌朝6:00	六日町病院	TEL 72－7111	六日町病院	
9 (土)	12:00 ～ 18:00	中澤医院	TEL 73－3211	六日町病院	
	18:00～翌朝6:00	六日町病院	TEL 72－7111	六日町病院	
10 (日)	9:00 ～ 16:00	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所	
	18:00～翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 77－2111	ゆきぐに大和総合病院	
16 (土)	12:00 ～ 18:00	城内病院	TEL 75－2009	ゆきぐに大和総合病院	
	18:00～翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 77－2111	ゆきぐに大和総合病院	
17 (日)	9:00 ～ 16:00	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所	
	18:00～翌朝6:00	六日町病院	TEL 72－7111	六日町病院	
23 (土)	12:00 ～ 18:00	坂内医院	TEL 76－2015	六日町病院	
	18:00～翌朝6:00	六日町病院	TEL 72－7111	六日町病院	
24 (日)	9:00 ～ 16:00	休日救急診療所	TEL 73－6688	休日救急診療所	
	18:00～翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 77－2111	ゆきぐに大和総合病院	
30 (土)	12:00 ～ 18:00	つくし診療所	TEL 79－3198	ゆきぐに大和総合病院	
	18:00～翌朝6:00	ゆきぐに大和総合病院	TEL 77－2111	ゆきぐに大和総合病院	

ご結婚おめでとうございます

5月7日　佐藤　剛志　さん（石白）
（長島）由里子　さん（新潟市）
♡メッセージ♡　二人で、明るく、あたたかい家庭を築いていきます。

5月7日　俵山　雅輝　さん（西中）
（南雲）裕美子　さん（中子）
♡メッセージ♡　協力しあって、明るい家庭を築きたいと思います。

お誕生おめでとうございます

4月27日　山崎　杏馬（きょうま）　さん（諏訪、浩司・清美さん）

ご逝去お悔やみ申し上げます

5月12日　栗原　ちい子さん（谷地、52歳）
5月12日　南雲　諸平　さん（滝ノ又、76歳）
5月13日　樋口　喜一郎さん（谷後、74歳）

※類似文字で表記する場合があります。ご了承ください。
※広報に掲載してほしくない場合は、届出の際に申し出てください。

まちのうごき

4月届出分		5月1日現在（前年比）	
出生	4	男	4,456（－16）
死亡	4	女	4,596（＋22）
転入	107	計	9,052（＋6）
転出	78	世帯	3,160（＋4）

平成13年度
新潟県警察官募集
警察官A《大学卒業者》採用試験
受　付　6月18日（月）まで
■第1次試験　7月8日（日）

お問い合わせは・・・
新潟県警察本部警務部警務課採用係
TEL 025・285・0110
又は警察署・交番・駐在所まで